

# 令和7年度 徳島県失語症者向け意思疎通支援者養成講座

## 実施要項

### 1. 目的

この講座は、失語症(脳卒中などの後遺症であることばの障害)のある人の日常生活上の困難さを理解し、正しい知識と適切な会話技術を活用して、失語症のある人のコミュニケーションと社会参加を支援できる意思疎通支援者を養成し、その活動によって失語症のある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 名称 令和7年度 徳島県失語症者向け意思疎通支援者養成講座必修基礎コース

3. 主催 徳島県

4. 主管 徳島県言語聴覚士会(徳島県委託事業)

5. 協力団体 徳島県失語症友の会

6. 開催期間 令和7年8月3日(日)～令和7年12月14日(日)(全8回、40時間)※予備日 令和8年1月11日(日)  
(R7・8/3、8/24、9/7、10/12、10/26、11/16、11/23、12/14)

7. 開催場所 徳島県立障がい者交流プラザ 他  
【徳島市南矢三町 2 丁目 1-59】

### 8. 講座内容

- (1)失語症とは何か
- (2)意思疎通支援者の役割、心構え及び倫理
- (3)コミュニケーション支援(講義と実習)
- (4)外出同行支援(講義と実習)
- (5)身体介助(講義と実習)
- (6)その他、失語症者の意思疎通支援に必要な事項

### 9. 習得する事項

- (1)失語症のある人の日常生活や支援のあり方への理解
- (2)失語症のある人と1対1のコミュニケーションを行うための技術
- (3)失語症のある人の日常生活上の外出(買い物・役所での手続き等)に同行し意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術

10. 受講料 無料(会場までの交通費と昼食代は各自でご負担ください)

## 11. 対象者

失語症者の福祉に理解と熱意があり、次の要件を備えている方

- (1)徳島県内に在住・在勤・在学の方
- (2)令和7年4月1日現在、18歳以上の方
- (3)規定の出席日数(全40時間の8割以上)を満たすことができる方
- (4)講座修了後、徳島県内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方

## 12. 募集人数等 必修基礎コース 若干名

※申込みが募集人数を超えた場合は審査により受講生を決定します。

## 13. 受講申込方法及び申込期限

### (1)受講申込方法

徳島県言語聴覚士会のホームページの特設ページ内の申込フォームからお申し込みください。

申込フォーム <https://forms.gle/Jpk15KRmGiGg2tXY6>

徳島県言語聴覚士会ホームページ:URL<<https://www.tokushima-st.com/>>

6月上旬受付開始



### (2)申込期限 令和7年7月20日(日)まで

書類審査のうえ、7月23日(水)までに受講の可否をお申込みのあった全ての方にメールもしくは郵送にてお知らせいたします。

## 14. 受講修了者

- (1)講座の全過程を修了された方には修了証が交付されます。
  - (2)失語症者向け意思疎通支援者として、氏名、住所、連絡先等を徳島県の名簿に登録していただきます。
  - (3)県内で失語症者向け意思疎通支援等の活動について協力要請があった場合には、協力していただきます。
- ※なお、登録についての詳しい説明は初日オリエンテーションの中でもご説明いたします。

## 15. 問い合わせ先

徳島県言語聴覚士会 担当:須賀

メール:ishisotuu.tokushima@gmail.com